■令和４年度 専門家派遣に係る事業一覧

1. 経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）事業

（1）一般型

［内　　容］小規模事業者が直面する専門的な技術や技能に係わる諸問題について対応
［対　　象］小規模事業者
　　卸売・小売・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は常用の従業員が5名
　　以下、製造・その他の業種は常用の従業員が20名以下の企業
［費　　用］有料（派遣に際して費用の1/3を事業者が負担）
［回　　数］1事業者につき3回まで

（2）経営安定特別対策枠（コロナ枠）

［内　　容］新型コロナウイルス感染症の拡大を起因とする事業者の諸問題に対応
［対　　象］小規模事業者で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
　　①直近6ヵ月のいずれかの月の売上が平成31年1月以降の同月比で減少している事業
　　②創業1年以内で直近1ヵ月の売上がそれ以前のいずれかの月の売上より減少している事業者
［費　　用］無料
［回　　数］1事業者につき3回まで

（3）マイスター派遣制度「やまぐち匠の技・伝承事業」

［内　　容］マイスター等を派遣し、技術や技能面に特化した事業者の支援を行う
［対　　象］中小・小規模事業者
［費　　用］「山口マイスター」（県委託事業）
　　・マイスター派遣に要する利用者負担なし（材料費は助成限度額あり）
　　・1事業者の利用回数制限なし（但し、予算上限に達し次第受付終了）
　　「ものづくりマイスター」（国委託事業）
　　・令和3年度派遣実績がなく、今年度初回の派遣申込に限り無料（材料費は助成限度額あり）
　　・それ以外の場合は、必要額(謝金、旅費、材料費等)有料
［回　　数］予算の上限に達し次第、終了

2. 専門家派遣（特別枠）事業

［内　　容］倒産や廃業等の危機回避を図るため、調停士等の専門家派遣や各地の金融機関等との調整を行う
［対　　象］2期連続赤字等、通常の専門家派遣の範囲内では経営改善が難しい事業者
［費　　用］無料
［回　　数］上限なし

3. 小規模企業需要創出事業

（1）計画策定

［内　　容］新型コロナウイルスの感染症の影響により厳しい経営環境に直面する小規模事業者が事業の維持発展のため、事前の備えや見直しの重要性を認識し、ビジネスプランに基づく経営の促進を図る
　　令和3年度まで同事業内で実施していた「創業・事業承継・再構築」の相談枠について、令和4年度事業費は廃止となったため「経営計画策定支援」枠で対応可能
［対　　象］小規模事業者等
［費　　用］無料
［回　　数］1事業者につき3回まで

（2）「DXモデルケース策定個別支援」※新規事業

［内　　容］新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、DX実現に向けた取り組みを推進するため、経営指導員と専門コーディネーターによる伴走型の個社支援により、DXモデルケース策定と事業者への普及定着を目指す
［対　　象］小規模事業者等
［費　　用］無料
［回　　数］1事業者につき3回まで

4. 事業環境変化対応型支援事業

［内　　容］新型コロナウイルス感染症の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を実施する
［対　　象］中小・小規模事業者等
［費　　用］無料
［回　　数］1事業者についての回数制限無し
［そ の 他］県連の各コーディネーターが主に個別相談等の対応をいたしますが、1.経営・技術強化支援事業(エキスパートバンク)の登録専門家も派遣可能です

下関市商工会は
あらゆるニーズに対応します
豊浦町支所　083-772-0625
豊北町支所　083-782-0147
豊田町支所　083-766-1119
菊川町支所　083-287-0204

会報

下関市商工会　083-772-0625

第36号
発行日
令和4年 6月 27日

5月25日通常総代会が開催されました。
上程された議案 は、全て原案のとおり承認可決されました。

国の令和3年度補正予算（令和4年度実施）事業

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等の取組を支援。
※特別枠の創設により、補助率や上限額が変わります。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

締　切：　第 9回：2022年 9月中旬
　　第10回：2022年12月上旬
　　第11回：2023年 2月下旬
経営計画書の作成が必要です。
※小規模事業者…常時使用する従業員数が、商業サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

ものづくり補助金

革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援。
※特別枠の創設により、優先採択や補助率・上限額の引き上げがあります。

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
通常枠	750万円 1,000万円 1,250万円	1/2(※2)
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円 1,500万円 2,000万円	

(※1)従業員規模により異なる　(※2)小規模事業者・再生事業者は2/3
上記(一般型)の他にグローバル展開型・ビジネスモデル構築型があります

締　切：　第11次：2022年 8月18日17時まで
高度な経営計画書の作成が必要です。

お問い合わせ先
ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話:050-8880-4053
受付時間:10時～17時(土日・祝日除く)

事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援。
※売上高減少要件が一部緩和、特別枠の創設あり。
※第7回から原油価格・物価高騰等緊急対策枠が新設。

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠	500万円	中小3/4 中堅2/3
回復・再生応援枠	1,000万円 1,500万円	
通常枠	2,000万円 4,000万円 6,000万円 8,000万円	中小2/3 中堅1/2 (※2)
大規模賃金引上枠	1億円	
グリーン成長枠	中小　1億円 中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3

(※1) 従業員規模により異なる。補助下限額は100万円。
(※2) 6,000万円超は1/2(中小)、4,000万円超は1/3(中堅)

締　切：　第6回：2022年 6月30日18時まで
　　第7回、第8回受付締切は未定
高度な経営計画書の作成が必要です。

お問い合わせ先
制度に関するコールセンター
電話:＜ナビダイヤル＞　0570-012-088
　　＜IP電話用＞　03-4216-4080
受付時間:9時～18時(日・祝日除く)

IT導入補助金

デジタル化基盤導入枠が新たにスタート。インボイス制度への対応も見据え、ITツールの導入補助に加えPC等のハード購入費用も支援。IT導入支援事業者の中から購入先を決定します。
応募締切：　通常枠・デジタル化基盤導入枠で異なります。
　　詳しくはホームページでご確認ください。https://www.it-hojo.jp

お問い合わせ先
サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター
電話:＜ナビダイヤル＞　0570-666-424　＜IP電話用＞　042-303-9749
受付時間:9時30分～17時30分(土日・祝日除く)

■事務局からのお知らせ

＜人事異動のご報告＞

●商工会異動者・退職者（令和4年3月31日）
豊浦町支所　経営指導員　小嶋　英之　【大畠商工会 異動】
豊北町支所　補助員　津川　美也子【退職】
豊田町支所　一般職員　境　美香　【退職】

●採用者（令和4年4月1日）
本所　経営指導員　寒川　博史【山口県商工会連合会】
豊浦町支所　補助員　大平　颯【新任】

●職員異動者（令和4年4月1日）
豊浦町支所　経営指導員　湯野　博貴〈豊北町支所へ異動〉
豊北町支所　経営指導員　松岡　孔明〈豊浦町支所へ異動〉
豊浦町支所　記帳専任職員　木村　知美〈豊北町支所へ異動〉

目　次

■総代会の報告　1
■国の令和３年度補正予算（令和４年度実施）事業について
■事務局からのお知らせ
■事業承継マッチング支援について（日本政策金融公庫）　2
■小規模企業共済について
■労働情報　3
労働保険のお知らせ
令和4年度雇用保険料
■令和４年度専門家派遣に係る事業一覧　4

お知らせ

- 今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に2回の発行を予定しています。

■事業承継マッチング支援について

マッチング支援は、後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や新分野進出等を目的に「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、無料のマッチングサービスです。

「続けたい」と「始めたい」をつなげる。

後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、マッチングサービス「事業承継マッチング支援」を提供しています。

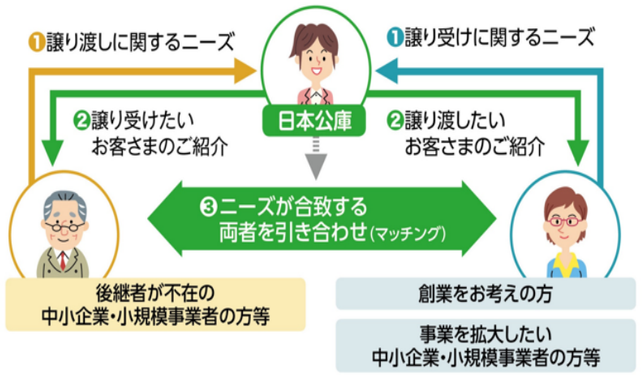

日本政策金融公庫
国民生活事業

［受付時間］ 平日 9：00～17：00
下関支店（国民生活事業）
〒750-0016　山口県下関市細江町２-４-３
Tel:083-222-6225

日本公庫　事業承継マッチング　検索

こちらの二次元コードからもご覧いただけます。

■小規模企業共済について

小規模企業の
会社役員の
みなさまへ

＼ 会社の役員なら ／

小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能
建設・製造・運輸・サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能
代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット
小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。
詳細は下記をご覧ください。

個人事業主、会社代表者の方ももちろん加入できます

制度のメリット

掛金は全額所得控除
掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット
共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のＱＲコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

小規模共済　検索

Be a Great Small.
中小機構

■労働情報

労働保険のお知らせ

年度更新の手続きは6月1日から7月11日までの間に行っていただくことになります。

労働保険料		3回分割		
		第1期（全期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月11日	10月31日	翌年1月31日
	事務組合		11月14日	翌年2月14日

※個別事業の方は、概算保険料の額が４０万円（労災又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している事業については２０万円）を超える場合に延納（３回分割）ができます。
事務組合へ委託の事業所は、額の多少にかかわらず延納ができます。

令和４年度雇用保険料率のご案内

◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和４年３月30日に国会で成立しました。
令和４年４月１日から令和５年３月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- **令和４年４月から、事業主負担の保険料率が変更になります。**
- **令和４年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。**
- **年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。**

＜令和4年度の雇用保険料率＞
（赤字は変更部分）

○令和４年４月１日　～　令和４年９月３０日

事業の種類＼負担者	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋②雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
（３年度）	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
（３年度）	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
（３年度）	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

（枠内の下段は令和３年度の雇用保険料率）

○令和４年１０月１日　～　令和５年３月３１日

事業の種類＼負担者	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋②雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000